

領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備

1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援

<性被害やDV、様々なハラスメントなどあらゆる暴力の防止と被害者支援>

性被害ワンストップセンター ひろしまの認知度は7.4%

性被害ワンストップセンターひろしまを知っている人の割合は7.4%に留まっています。

被害の潜在化を防ぐため、認知度向上に向け、これまでの広報に加え、若年層への周知強化や、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信、関係機関との連携による支援体制の充実が必要です。

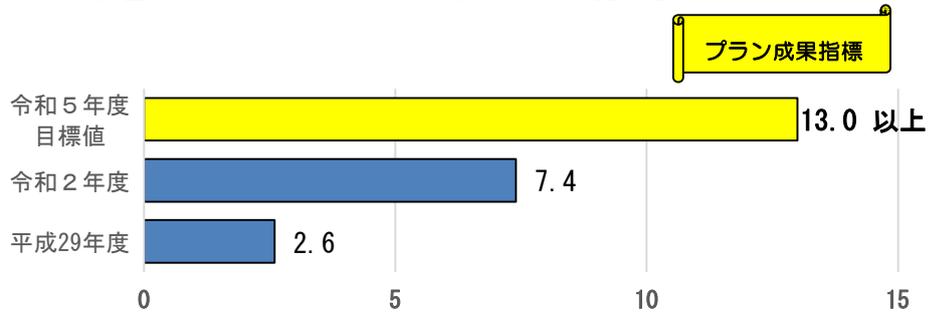
高校生における精神的暴力の 認知率は59.6%

高校生におけるデートDVに関する精神的暴力の認知率は59.6%であり、特に精神的暴力については、暴力にあたらなと考える人が一定程度いることや、10代初めから被害経験のある子供がいることを踏まえ、若年層から暴力への認知を高めるための啓発が必要です。

「性被害ワンストップセンターひろしま」における令和4(2022)年度の新規相談件数は昨年度より減少したものの、性被害に関する電話相談や面接相談、医療・法律・心理等の専門支援を提供した件数は、増加しています。

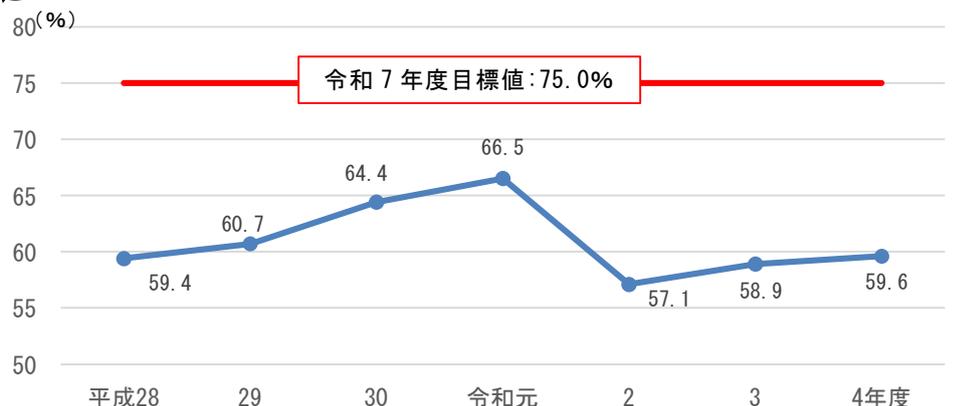
	R4年度
新規対応回数	2,694回
電話等対応回数	2,085回
面接対応回数	142回
専門支援等提供回数	116回

42. 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度



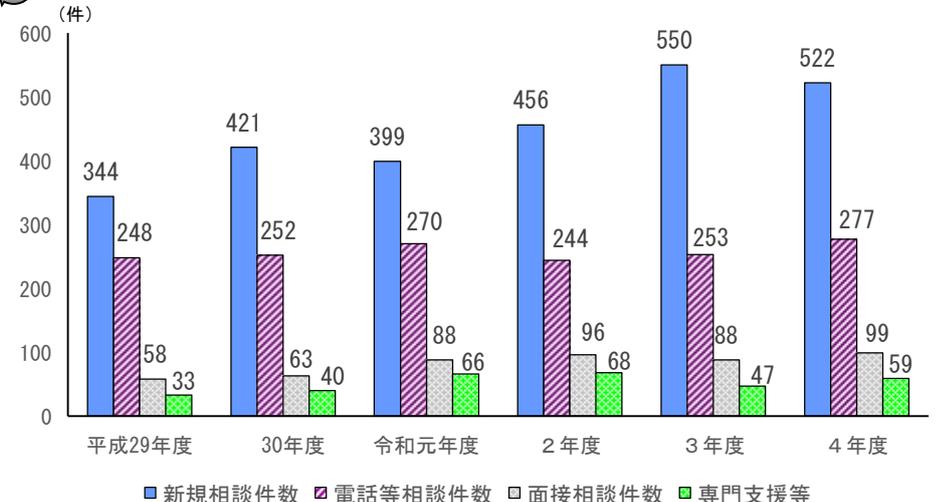
資料:広島県「広島県政世論調査」(令和2(2020)年度)

43. デートDVに関する精神的暴力の認知率(高校生)



資料:広島県「若年層におけるデートDVに関する意識調査(高等学校・特別支援学校・高等専門学校)」(令和4(2022)年度)

44. 性被害ワンストップセンターひろしまの相談状況



(注)対応回数とは、電話相談、面接相談、専門支援等の提供の延べ総数
新規相談件数の総数(522件)と、対応回数の総数(2,694回)には、無言、性被害以外の問い合わせ245件を含む。

資料:広島県環境県民局調べ

こども家庭センター等における女性に関する相談件数は増加

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における令和4（2022）年度の相談件数は7,158件で、前年度よりも452件（6.7%）増加しています。相談件数のうち暴力逃避に関する相談は3,179件で、44.4%を占めています。

また、一時保護は84件で、前年度より6件増加しました。そのうちDVに関するものは57件で67.9%を占めています。

（公財）広島県男女共同参画財団が実施する「エソール広島」相談事業に令和4

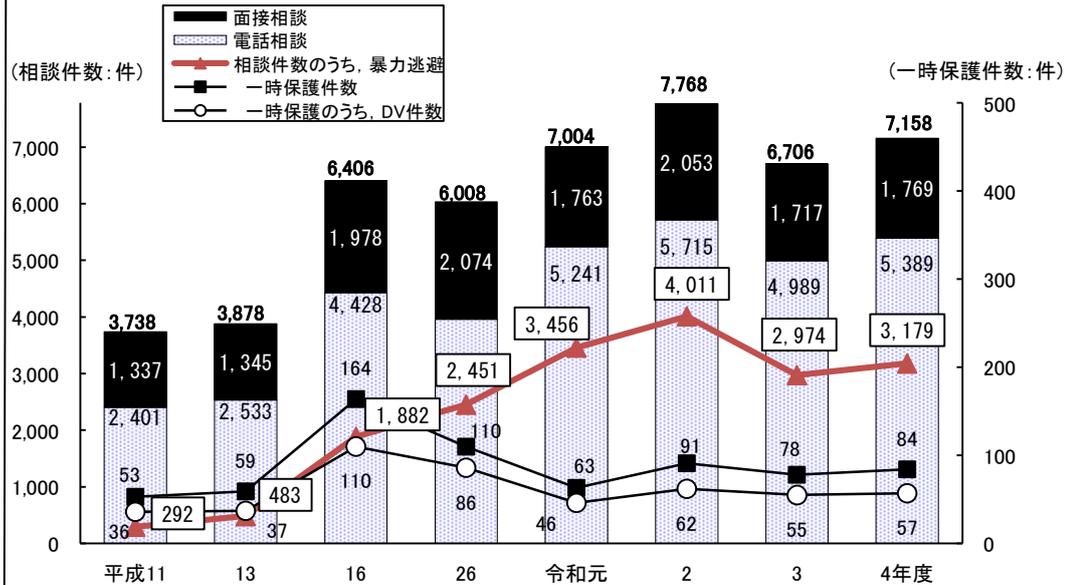
（2022）年度に寄せられた相談は2,485件で、前年度よりも317件増加しています。

このうち、DVに関する電話相談は289件（電話相談の12.2%）、面接相談51件（面接相談の46.4%）となっています。

県警でのDV相談等件数は増加傾向

DV相談等件数は、令和4（2022）年は2,333件となっており、前年よりも47件増加しています。

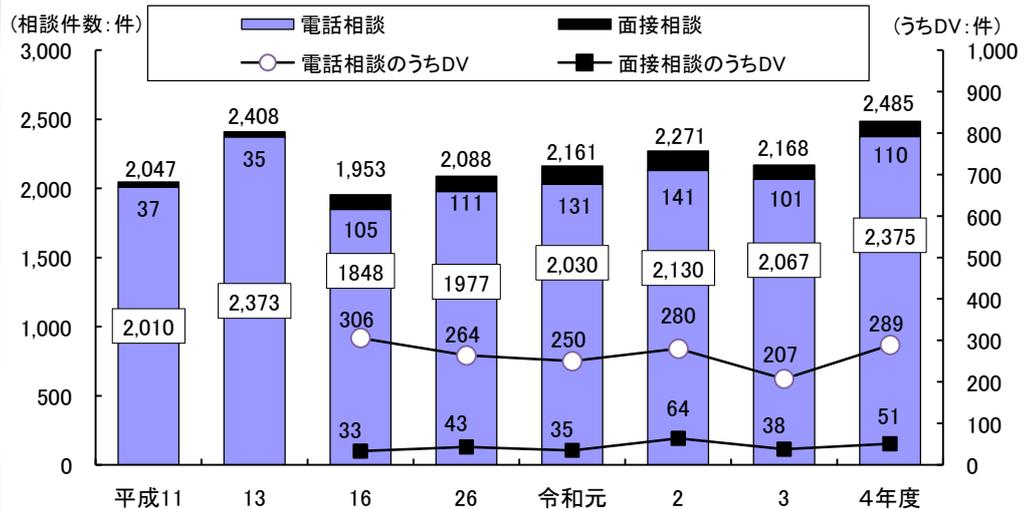
45. こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



（注）女性に関する相談：売春防止法による婦人相談及びDV防止法による配偶者等の暴力相談。男性からのDV相談を含む。

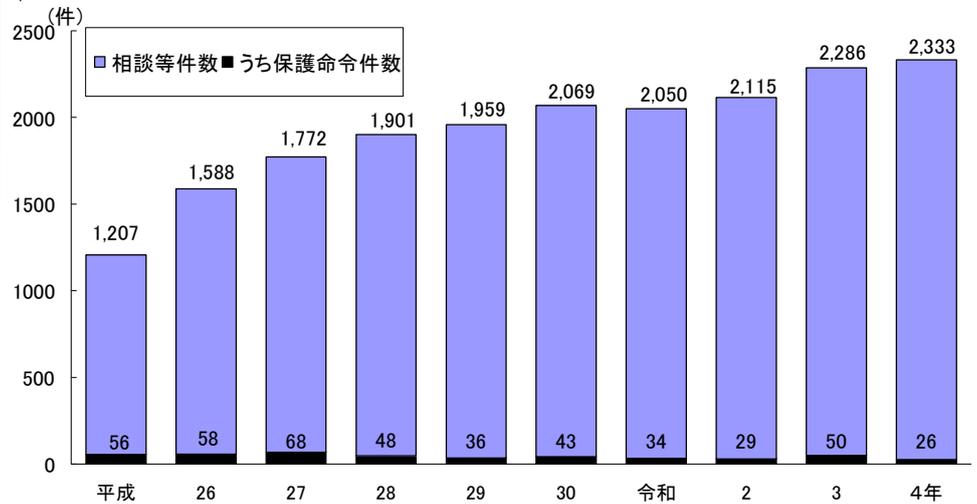
資料：広島県健康福祉局調べ

46. 「エソール広島」相談事業における件数の推移（DV）



資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

47. 県警におけるDV相談等件数の推移



資料：広島県警察本部調べ

**性犯罪の検挙率は
74.5%**

令和4（2022）年の性犯罪認知件数は141件、検挙件数は105件で、検挙率は74.5%となっており、前年（100%）から25.5ポイント減少しています。

**ストーカー相談等件数は
682件と減少**

ストーカー相談等の件数は、平成30年から続いていた減少傾向が昨年は増加したものの、令和4（2022）年は682件と、前年より44件減少しました。

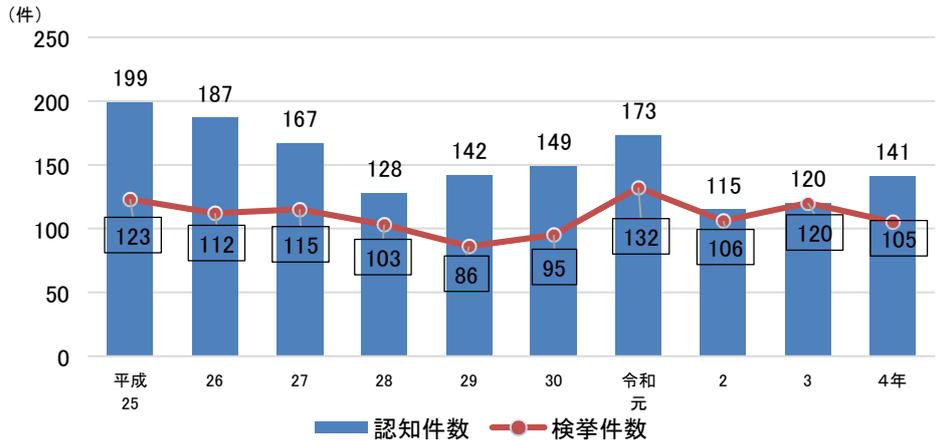
【ストーカー規制法】

ストーカー行為を処罰するなどの必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、国民の生活の安全と平穏に資することを目的に、平成12（2000）年に成立しました。

**セクハラ相談件数は
151件**

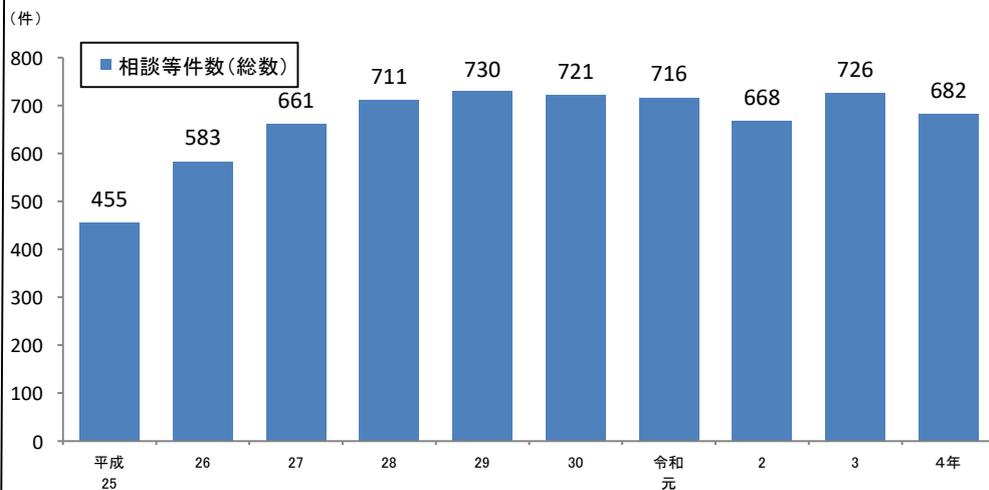
広島労働局雇用環境・均等室の相談窓口寄せられた相談件数は、令和4（2022）年度で151件となっており、前年度より53件減少しました。

48. 県警における性犯罪認知・検挙件数



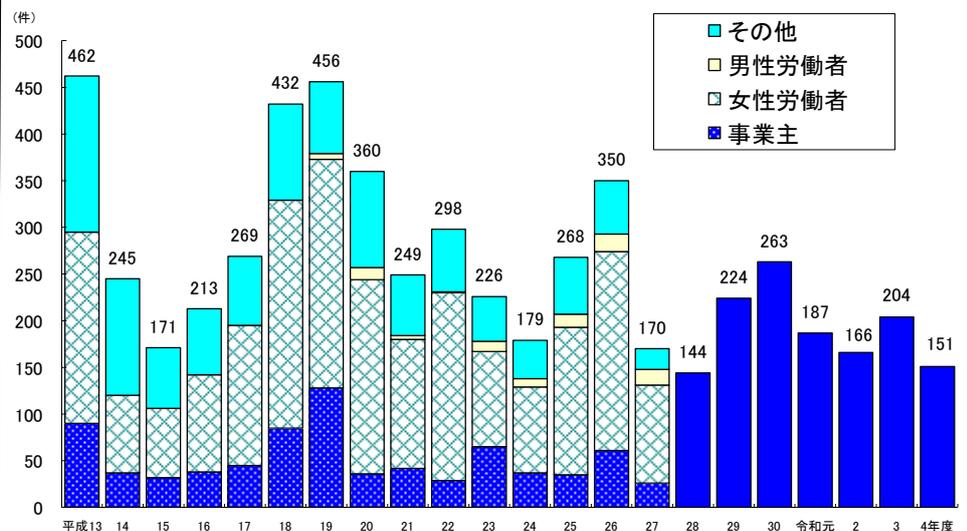
資料：広島県警察本部調べ

49. 県警におけるストーカー相談等件数の推移



資料：広島県警察本部調べ

50. 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移



資料：広島労働局雇用環境・均等室調べ

※平成28年度分から、内訳に関する集計はしていない。

防止対策の内容としては、「就業規則等による方針の明文化」が74.9%と最も多く、次いで「相談窓口の設置」(59.4%)、「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」(53.2%)、等となっています。

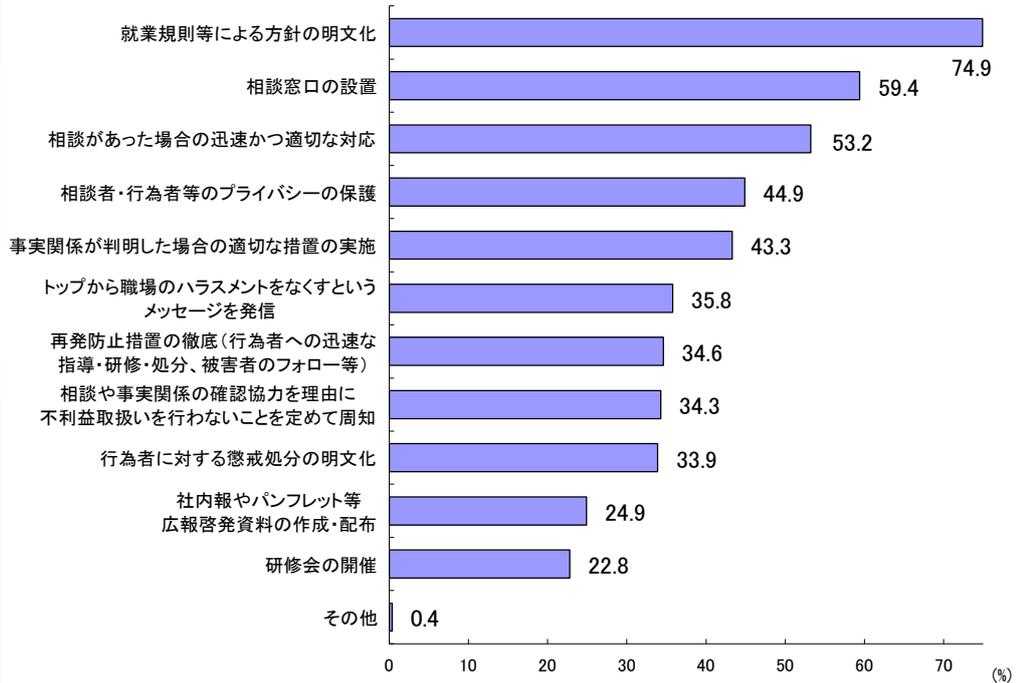
なお、令和元(2019)年6月に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法が改正され、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。

被害の内容としては、女性従業員では、「不必要に身体を触られた」が最も多く、男性従業員では、「不必要に身体を触られた」、「容姿や体型について性的に話題とされた」が最も多くなっています。

男性従業員は、前回調査(平成29(2017)年度)に比べ、被害内容の回答項目が増加しており、男性のセクシュアル・ハラスメント被害も多いという実態がうかがえます。

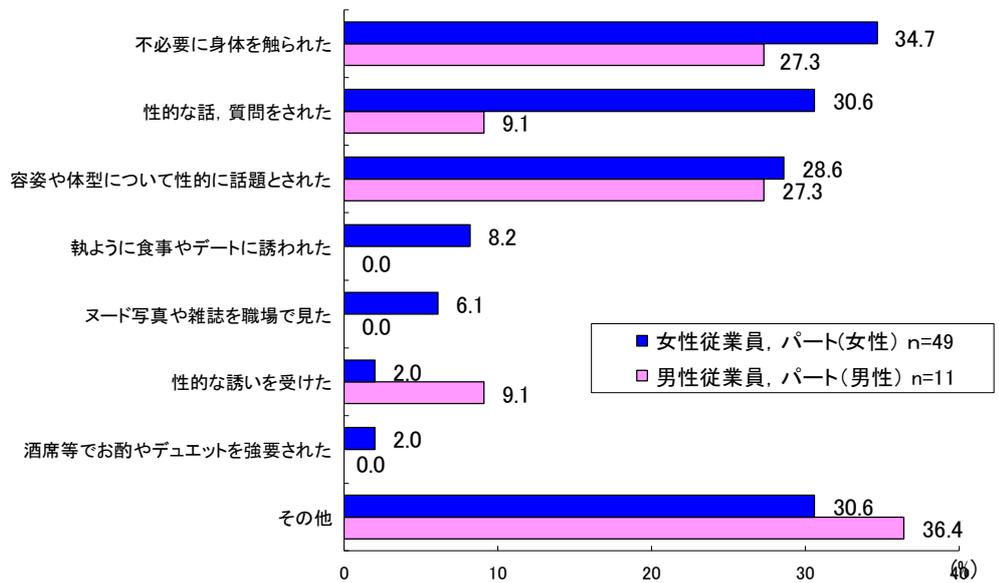
51. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の内容 【事業主調査】

(「セクシュアルハラスメント防止対策を講じている」と回答した事業主)複数回答



資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和4(2022)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社)

52. セクシュアル・ハラスメントの内容



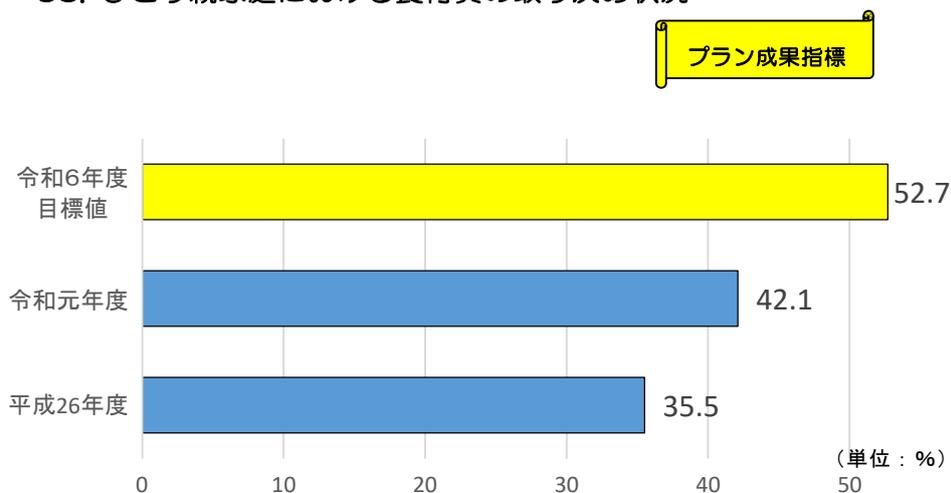
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和3(2021)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート従業員各2,500人)

<生活上の困難を有する人に対する支援>

養育費の取り決めをしている
割合は **42.1%**

ひとり親家庭における養育費の取り決めをしている割合は、令和元（2019）年度42.1%と、平成26（2014）年度から6.6ポイント上昇していますが、依然として、養育費を適正に受け取れていない家庭が多くあり、家庭の経済的基盤の安定に向け、個々の実情に応じた支援に取り組む必要があります。

53. ひとり親家庭における養育費の取り決め状況



資料：広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」（令和元（2019）年度）

2 性の多様性についての県民理解の促進と 性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり

LGBT 相談件数は 前年と比べ微減

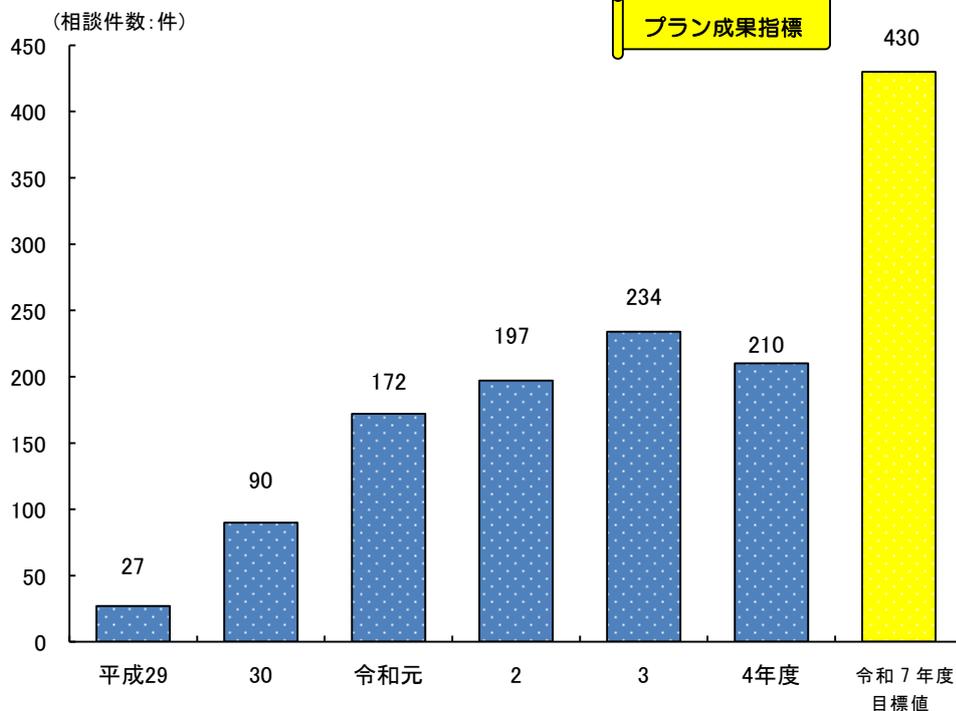
LGBT 相談件数は、相談窓口開設以降増加傾向でしたが、令和4（2022）年度は210件と、前年度から24件減少しています。

令和5年「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立したことを踏まえ、LGBTに関する理解を深めることができるよう、相談体制の整備等に努めることとされたことから、悩みを抱える方が気軽に利用できるよう、エソールの相談窓口等の一層の周知と認知度の向上を図る必要があります。

【LGBT理解増進法】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、令和5（2023）年「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立しました。

54. 「エソール広島」LGBT 相談件数



※広島県女性総合センター（以下「エソール広島」という。）の相談窓口は、平成29年10月に開設（月1回）。平成30年6月から相談日を毎週1回に増やした。

資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ